# 平成26年6月松伏町議会定例会提出議案概要

### 議案第26号

# 松伏町監査委員の選任について

1 趣旨

松伏町監査委員鈴木勝が退職したことに伴い、後任として渡辺忠夫を選任することについて同意を求めるもの

2 任期

選任の日から議員の任期満了の日まで

### 議案第27号

### 松伏町職員の配偶者同行休業に関する条例

1 趣旨

地方公務員法第26条の6の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項 を定めるための条例の制定

- 2 内容
- (1) 配偶者同行休業の承認 (第2条)

任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該休業を承認することができる。

(2) 休業の期間 (第3条)

3年(※3年を超えない範囲内において任命権者が認めた期間)

(3) 休業の事由(第4条)

職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、 当該住所又は居所において生活を共にすること。

- 3 施行期日等
- (1) 施行期日

平成26年7月1日

(2) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に配偶者同行休業に伴う任期付職員及び臨時的任用職員を加える。

#### 議案第28号

## 松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 趣旨

児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定めるための条例の制定

2 内容

子ども・子育て支援新制度(子ども・子育て関連3法(※)に基づく制度)により、これまで、国の「放課後児童クラブガイドライン」で望ましい水準を定めていた放課後児童クラブ(学童クラブ)の設備及び運営の基準について、市町村の条例で定めることとされたことから、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、当該基準について、厚生労働省令で定める基準に従い、又は参酌して定めるもの

- ※ 子ども・子育て関連3法とは、次の3つの法律をいう。
  - ・ 子ども・子育て支援法
  - ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部 を改正する法律
  - ・ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律

# (1) 総論関係

ア 学童保育事業者の一般原則等

- (ア) 利用している児童の人権への配慮、人格の尊重
- (イ)地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明
- (ウ) 運営の内容についての自己評価、結果の公表
- (エ) 学童クラブの構造設備
- (オ)軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等
- (カ) 暴力団員等の参入の排除
- イ 職員の一般的要件
- (ア) 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
- (イ) 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修 得、維持及び向上に努めなければならない。
- (ウ) 学童保育に従事する職員に対する研修機会の確保
- (2) 施設·設備
  - ア 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画、支援の 提供に必要な設備及び備品等の設置
  - イ 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
  - ウ 専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該学童保育の用に 供するものでなければならない。
  - エ 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。
- (3) 学童保育に従事する者
  - ア 学童保育事業者は、学童クラブごとに、児童指導員(有資格者)を置かなければならない。
  - イ 児童指導員の数は、指導の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員を もってこれに代えることができる。
  - ウ 児童指導員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を 修了したものでなければならない。
  - (ア) 保育士
  - (イ) 社会福祉士
  - (ウ) 高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
  - (エ) 教員免許を有する者
  - (オ)大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学 を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

- (カ) 高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上学童保育に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの
- (4) 児童の集団の規模

指導の単位は、学童保育における指導であって、その提供が同時に一又は複数の児童に対して一体的に行われるものをいい、児童の集団の規模は、おおむね40人以下とすること。

- (5) 開所日数・時間
  - ア 開所時間

次に定める時間以上を原則として児童の保護者の労働時間等を考慮して、学童クラブごとに定める。

- (ア) 小学校の授業の休業日 1日につき8時間
- (イ) 小学校の授業の休業日以外の日 1日につき3時間
- イ 開所日数

1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、学童クラブごとに定める

- (6) その他の基準
  - ア 非常災害対策
  - イ 職員の児童に対する虐待等の禁止
  - ウ 保護者・小学校との連携等
  - エ 事故発生時の対応
- 3 施行期日等
- (1) 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成24年法律第67号)の施行の日

(2) 経過措置

この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、放課後児童指導員の要件のうち、都道府県知事が行う研修を修了したものとしている部分については、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含める。

### 議案第29号

# 松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 趣旨

家庭的保育児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるための条例の制定

2 内容

子ども・子育て支援新制度により、従来の認可保育所の枠組みに加え、家庭的保育事業、小規模保育事業等の4つの事業類型が新たに市町村認可事業として設けられることとなったことから、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令で定める基準に従い、又は参酌して定めるもの

(1) 家庭的保育事業等

子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、原則3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる次の4つの事業をいう。

ア 家庭的保育事業(定員5人以下)

町が認定した家庭的保育者の居宅等で保育を行う事業

イ 小規模保育事業(定員6人~19人以下)

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施。保育 を目的とした様々なスペースで行う事業規模に応じて3つの類型に区分する事業

- (ア) A型(保育所分園に近いもの)
- (イ) B型(保育所分園と家庭的保育の中間的なもの)
- (ウ) C型(家庭的保育に近いもの)
- ウ 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を 実施する事業(特別なケアが必要な子どもの保育や保護者の夜間勤務等に対応)

工 事業所内保育事業

企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業

- ※ 認可を受けるためには、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもに保育を提供する必要がある。
- (2) 各家庭的保育事業に共通の基準(第1条―第21条)
  - ア 連携施設の確保(居宅訪問型事業者は除く。)

家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。

イ 食事の自園調理(連携施設等からの搬入可)

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、原則として当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。

ウ 健康診断

家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、1年に2回 の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。

エ 暴力団員等の参入の排除

家庭的保育事業者等及び家庭的保育事業に従事する者は、暴力団員等であってはならない。

- (3) 家庭的保育事業(第22条—第26条)
  - ア 設備の基準
    - (ア) 保育を行う専用の部屋を設けること。
    - (イ) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
    - (ウ) 同一敷地内に屋外における遊戯等に適した広さの庭があること。

#### イ 職員

家庭的保育事業を行う場所には、原則として家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ウ 保育できる乳幼児の数

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、原則、3人以下とする。

工 保育時間

家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める。

(4) 小規模保育事業(第27条—第36条)

ア 小規模保育事業の区分

規模に応じて以下の3つの類型を規定

- (ア) 小規模保育事業A型(保育所分園に近いもの)
- (イ) 小規模保育事業B型(保育所分園と家庭的保育の中間的なもの)
- (ウ) 小規模保育事業C型(家庭的保育に近いもの)

### イ 設備の基準

- (ア) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上)、調理設備及び便所を設けること。
- (イ)満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上)、屋外遊技場、調理設備及び便所を設けること。
- (ウ)満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室 (1人につき3.3㎡以上)、屋外遊技場、調理設備及び便所を設けること。
- ウ 職員及び保育できる乳幼児の数
- (ア) 小規模保育事業所A型には、原則として保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。
- (イ) 小規模保育事業所A型の保育士の数は、利用乳幼児の年齢の区分ごとに定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
- (ウ) 小規模保育事業所B型には、原則として保育士その他保育に従事する職員として て町が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。
- (エ) 小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、利用乳幼児の年齢の区分ごとに定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。
- (オ) 小規模保育事業所C型には、原則として家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。
- (カ) 小規模保育事業所C型においては、原則として家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。
- エ 利用定員

小規模保育事業C型はその利用定員を6人以上10人以下とする。

(5) 居宅訪問型保育事業(第37条—第41条)

#### ア 提供する保育の内容

- (ア) 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳 幼児に対する保育
- (イ)子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の 提供に対応するために行う保育
- (ウ) 児童福祉法第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育
- (エ) 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、 保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要が 高いと町長が認める乳幼児に対する保育
- イ 保育できる乳幼児の数

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。

ウ連携施設

保育を行う乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の 便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に 確保しなければならない。

(6) 事業所内保育事業(第42条—第48条)

ア 利用定員

事業所内保育事業を行う者は、1人以上の地域定員枠を設けなくてはならない。

# イ 設備の基準

(ア) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育事業所(利用定員20名以上)には、乳児室(1人につき1.65㎡以上)又はほふく室(1人につき3.3㎡以上)、医務室、調理室及び便所を設ける。

- (イ)満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は 遊戯室(1人につき1.98㎡以上)、屋外遊戯室、調理室及び便所を設けること。 カ 職員
- (ア)保育所型事業所内保育事業所には、原則として保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。
- (イ) 小規模型事業所内保育事業所(利用定員19人以下)には、原則として保育士 その他保育に従事する職員として町長が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理 員を置かなければならない。
- (ウ) 小規模型事業所内保育事業所の保育従事者の数は、利用乳幼児の年齢の区分ご とに定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。
- エ 連携施設に関する特例 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設を確保しないことがで きる。
- 3 施行期日等
- (1) 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成24年法律第67号)の施行の日

(2) 経過措置

ア 現在、自園で調理を行っていない場合については、この条例の施行の日から起算 して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規 定について適用しないことができる。

- イ 小規模保育事業C型にあっては、条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人以上15人以下とすることができる。
- ウ 松伏町家庭保育室運営実施要綱(平成8年松伏町告示第61号)は、廃止する。

#### 議案第30号

### 松伏町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣旨

診療報酬の算定方法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

- 2 内容
  - 一部負担金に係る規定の整備(第6条)
  - 一部負担金の規定中、診療報酬の算定方法(厚生労働省告示)を引用している箇所について、同告示の一部改正により引用条項が移動したことに伴い、規定の整備をするもの
- 3 施行期日等
- (1) 施行期日
  - 公布の日
- (2) 経過措置等

改正後の規定は、平成26年4月1日以後に行われた療養の給付に係る一部負担金 について適用し、同日前に行われた療養の給付に係る一部負担金については、なお従 前の例による。

### 議案第31号

## 松伏町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

国の保育所徴収金基準額表の改定に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

保育料表備考の階層区分における所得税額の算定に係る規定の整備

- (1) 所得税額の算定においては、電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除の規定を適用しない旨を削除
- (2) 所得税額の算定においては、住宅借入金等特別税額控除等の規定を適用しない旨に 係る規定の整備
- 3 施行期日等
- (1)施行期日公布の日
- (2) 経過措置等

改正後の松伏町保育の実施等に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後 の保育の実施に係る保育料について適用し、同日前の保育の実施に係る保育料につい ては、なお従前の例による。

### 議案第32号

# 松伏町学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣旨

児童福祉法の一部改正に伴い、学童クラブを利用できる児童の範囲を拡大するととも に、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

子ども・子育て支援新制度により、学童クラブを利用できる児童の範囲が拡大される こととなったことから、これに伴い規定の整備をするもの

(1) 対象児童の範囲の拡大(第4条)

現 行	改 正 後
町内の小学校1年生から3年生まで(	町内の小学校に在籍していること。
原則)に在籍していること。	(小学校1年生から6年生まで)

- (2) その他規定の整備
- 3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日

### 議案第33号

## 平成26年度松伏町一般会計補正予算(第1号)

1 当初予算額

7,845,000千円

2 補正予算額

2, 300千円

3 合 計

7,847,300千円